

○安全保障輸出管理に係る外国人留学生取扱要項

平成30年5月13日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、長崎大学安全保障輸出管理規程（平成28年2月2日規程第5号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人長崎大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出管理に係る外国人留学生の受入れ等に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人留学生 長崎大学外国人留学生規則（平成16年4月1日規則第20号。以下「留学生規則」という。）第2条第2号から第6号までに規定する外国人留学生をいう。
- (2) 受入担当教員等 教務担当副部局長、受入担当教員及び留学生受入担当事務をいう。

(受入時の事前確認)

第3条 受入担当教員等は、外国人留学生の受入れを行う場合は、受入れ前に外国人（留学生・教員・研究者等）受入れの事前確認シートに基づき取引審査の手続の要否について判定を行わなければならない。

- 2 受入担当教員等は、前項の判定結果を部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）に報告し、当該判定結果について承認を得なければならない。
- 3 受入担当教員等は、前項で承認された外国人留学生に係る研究計画や提供予定技術に変更がある場合は、その内容について事前確認を遅滞なく行うものとする。
- 4 受入担当教員等が必要と認めたときは、留学生規則第2条第1号に規定する外国人留学生の受入れにおいても、前3項に規定する手続を行うものとする。

(受入時の取引審査)

第4条 受入担当教員等は、外国人留学生の受入れについて取引審査の手続が必要とされた場合は、所定の該非判定、用途確認及び需要者確認を行わなければならない。

- 2 受入担当教員等は、前項の確認等を行った後、部局責任者に取引審査を申請し、当該

取引の承認を得なければならない。

(外国人留学生の受入れ管理)

第5条 部局責任者は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な外国人留学生の受入れを行うときは、当該許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 部局責任者は、前項の規定による確認ができない場合は、当該外国人留学生の受入れを行ってはならない。

(誓約書)

第6条 安全保障輸出管理責任者が必要と認めたときは、受入れが決定した外国人留学生に誓約書の提出を求めるものとする。

2 外国人留学生は、前項の規定による提出が求められた場合には、速やかに別に定める誓約書を提出しなければならない。

(事務)

第7条 この要項に関する事務は、学生支援部及び関係する事務組織の協力を得て、研究国際部学術推進課において行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要項は、令和元年6月1日から施行する。